**大阪府参入促進・魅力発信事業（インターンシップ・職場体験事業）実施要領**

大阪府より受託している「大阪府参入促進・魅力発信事業（インターンシップ・職場体験事業）」を実施するにあたり、必要な事項を定める。

###### （目的）

第１条 本事業は、福祉・介護分野での就職を考えている方などに、職場体験を通じて実際の職場の雰囲気や介護業務内容を直接知ってもらうことにより、求人側・求職側のギャップを埋め、円滑な人材確保の促進と離職防止を図ることを目的として実施する。また、福祉・介護分野に関心のある学生などに、インターンシップを通じて福祉・介護の現場を知り、今後の進路選択における情報収集の場として活用することを目的として実施する。

###### （実施主体）

第２条 実施主体は大阪府（以下「府」という。）とし、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下

「府社協」という。）に委託して実施する。

###### （体験者の登録等）

第３条 職場体験・インターンシップを希望する者（以下「体験者」という。）は、府社協が定める職場体験・インターンシップ登録申込書を府社協に提出するものとする。

２ 府社協は、前項の申込書を受理したときは、体験者番号を附した職場体験・インターンシップサポートブック及び職場体験・インターンシップレポート（様式第１号）を申請者に交付するものとする。

###### （職場体験・インターンシップ受入事業者）

第４条 体験者を受け入れる事業者（以下「受入事業者」という。）は、大阪府内に社会福祉施設・事業所（以下「事業所」という。）を有する法人であって、本事業の目的を理解し、体験者の就労に対する知識の習得や能力の向上を図ることが可能であるものとする。

###### （法令遵守）

第４条の２ 受入事業者は、本実施要領及び事業者が実施する事業に関する法令を遵守しなければならない。

###### （職場体験・インターンシップの期間及び時間）

第５条 期間は、体験者１人あたり１０日以内とする。

２ 時間は、１日あたり４時間以上８時間以内とし、受入事業者が定める就業規則上の夜勤及び宿直に該当する時間は行うことができないものとする。

###### （受入事業者の登録等）

第６条 受入事業者は、府社協に職場体験・インターンシップ受入事業者登録申請書（様式第２号および第2号の続き）を提出するものとする。

２ 府社協は、前項の申請書を受理したときは、本要領に基づきその内容を審査の上、登録することが適当と認めたときは受入事業者番号を附し、当該受入事業者に通知するものとする。

３ 受入事業者は、登録に変更が生じたときは速やかに府社協に職場体験・インターンシップ受入事業者登録変更届（様式第３号または第3号の続き）を提出するものとする。

###### （職場体験・インターンシップの手続き等）

第７条 体験者は、職場体験・インターンシップ受入施設・事業所一覧表に掲載されている受入施設・事業所に直接、職場体験・インターンシップを申し出るものとする。

２ 受入事業者は、体験者を受け入れようとするときは、あらかじめ府社協に職場体験・インターンシップ受入届出書（様式第４号）を提出するものとし、府社協は受領印を押印して受入事業者に交付するものとする。

３ 受入事業者は、本事業を効果的に行うため、受入担当者を置き、実施日ごとに、府社協が番号を附した職場体験・インターンシップレポート（様式第１号）を体験者に提出させるものとする。

###### （職場体験・インターンシップ受入費の額等）

第８条 職場体験・インターンシップ受入費（以下「受入費」という。）の額は、体験者１人１日あたり

5,000円とし、予算の範囲内で実施するものとする。

２ 受入費には、体験者の食費及び被服代は含まない。

３ 受入事業者が、国または大阪府が実施する同様の事業により受入費と同様の趣旨の費用を受領している場合は、本事業の受入費を支給しない。

###### （職場体験・インターンシップ受入の報告）

第９条 受入事業者は、職場体験・インターンシップ事業を実施した場合は、四半期ごとに別途、府社協が定める日までに職場体験・インターンシップ受入報告書（様式第５号）及び体験者から提出させた職場体験・インターンシップレポート（様式第１号）を府社協に提出するものとする。ただし、本事業の対象となる事業実施期間は、３月３１日までとする。

###### （受入費の支給方法等）

第１０条 府社協は、前条により職場体験・インターンシップ受入報告書（様式第５号）を受領したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、別途、定める日までに同報告書に記載する受入延べ日数にかかる受入費を予算の範囲内で当該受入事業者に支払うものとする。

###### （登録の取消し及び受入費の返還）

第１１条 受入事業者が偽り、その他の不正行為により受入費を受給した場合、府社協は、受入事業者の登録及び不正に係る支給を取消すとともに、取消した額の受入費を返還させるものとする。

###### （守秘義務）

第１２条 受入事業者及び体験者は、本事業により知り得た個人情報等の秘密については、職場体験・インターンシップ期間はもとより、職場体験・インターンシップ終了後も漏洩してはならないこととする。

###### （体験者の身分等）

第１３条 職場体験・インターンシップの実施期間中において、受入事業者と体験者との間には、雇用関係等身分上の関係は一切、生じないものとする。

###### （事故等への対応）

第１４条 本事業の実施に際して起こった事故等については、受入事業者が対応するものとする。

２ 府社協は、体験者の職場体験・インターンシップ中の事故等による負傷、または受入事業者に損害を与える事態に対応するため、第７条第２項により受入事業所からあらかじめ提出された職場体験・インターンシップ受入届出書（様式第４号）に基づき、体験者を被保険者として必要な保険に加入するもの

とする。

###### （調査指導等）

第１５条 府は、本事業の適正な実施を確保するため、必要があると認めるときは、受入事業者に対し、職場体験・インターンシップの実施状況及び受入費用の請求状況等必要な報告を求めることができる。府社協は、府から必要な調査及び指導を行うよう求められたときは、適切に行うものとする。

２ 府は、前項の調査の結果、受入事業者に虚偽の書類報告等の不適切な事項が判明した場合には、第１１条の規定に基づき、府社協に受入事業者登録の取消し及び受入費の返還をさせるものとする。

###### （損害賠償）

第１６条 受入事業者は、その責めに帰する理由により本事業の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

###### （効果測定）

第１７条 府社協は、本事業の効果測定として、受入事業者に対し、体験者の就労動向等について調査を行い、事業完了後に府へ報告するものとする。

２ 前項の事項について、府社協は、府から報告を求められたときは、随時報告するものとする。

###### （関係機関との連携等）

第１８条 府社協は、本事業の目的を達成するため、ハローワーク等関係機関と連携し、積極的に広報を行うとともに、ハローワーク等関係機関が実施する福祉・介護人材確保対策事業と相互に連携を図りながら、本事業を実施するものとする。

###### （継続の取扱い）

第１９条 本事業において体験者及び受入事業者であったもので、本事業の受入事業者及び体験者として次年度継続する意向がある場合は、府社協が別途、指定する様式を府社協に提出するものとし、府の了承を得た上で継続の取扱いができるものとする。

附 則

###### （施行期日）

１ この要領は、令和2年４月１日から適用する。